

令和 8 年度第 2 回鶴岡市総合計画審議会 行財政専門委員会

令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 1 5 : 1 5 ~

市役所別棟 2 号館 2 1 ~ 2 3 号会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 委員紹介

4 協議・報告

（ 1 ） 第 1 回委員会行財政専門委員会での意見について

（ 2 ） 第 2 回行財政専門委員会で協議する内容について

5 閉 会

鶴岡市総合計画審議会 行財政専門委員会

委 員 名 簿

(五十音順、敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
小野 英一	東北公益文科大学教授	委員長
高坂 信司	鶴岡ガス株式会社常務取締役	委員長 職務代理者
石塚 治己	鶴岡市農業委員会会長	
加藤 静香	静香法律事務所弁護士	
小林真由美	株式会社荘内銀行鶴岡営業部副部長	
佐藤 佑樹	医療法人社団みつわ会常務理事・事業総括本部長	
富樫 研輔	佐藤正一公認会計士事務所公認会計士	欠 席
富樫 正樹	鶴岡地区歯科医師会副会長	
山口 誠	学校法人羽黒学園羽黒高校校長	欠 席

任期：令和８年６月５日から令和１０年６月４日まで

鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会担当庁内部会
構 成 員 名 簿（令和8年度）

No.	職 名	氏 名	備 考
1	総務部長	森屋 健一	部会長
2	企画部長	上野 修	
3	総務部参事（兼）職員課長	五十嵐 一憲	
4	職員課主幹	菅原 明宏	
5	財政課長	齋藤 正浩	
6	政策企画課長	鈴木 真	

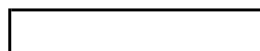
○総合計画審議会行財政専門委員会部会事務局

職 名	氏 名	備 考
職員課 職員主査	小野寺 善紀	
職員課 専門員	長谷川 正行	
職員課 専門員	茂木 政信	

令和8年度第2回鶴岡市総合計画審議会行財政専門委員会

日時: 令和8年7月28日15時15分
場所: 市役所大会議室

小野 英一 委員長



高坂 信司 委員

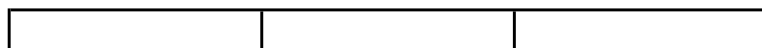
石塚 治己 委員

加藤 静香 委員

小林真由美 委員

佐藤 佑樹 委員

富樫 正樹 委員



政策企画課長

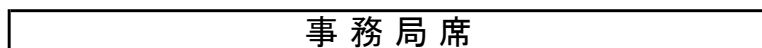
財政課長

企画部長

総務部長

兼総務部参事
職員課長

職員課主幹



事務局席

政策企画課

政策企画課

財政課

職員課

職員課

職員課

第1回行財政専門委員会での意見について

■財政健全化・行政改革について

- 平成17年の市町村合併から10年間の合併特例期間終了を見据え、平成23年度から行財政改革大綱に基づいて取組を進めてきたようだが、職員数は平成30年度以降横ばい、時間外勤務は平成29年度以降増えた。決算額は、新型コロナ対策関連経費の加算を除いても約700億円で推移しており、これらが行財政運営の足かせとなっているのではないか。
- 今後一層人口減少が進み、税収も地方交付税も減っていくことが見込まれるとなると、これまでと同じ財政規模で同じサービス水準を維持していくことは構造的に難しく、様々な工夫をしても行政サービスが後退してしまう。将来の市民への責任としてしっかりしていかななくてはならない。
- 行財政専門委員会が、財政健全化・行政改革の方向性等を協議し、提言していくためには、市が行う事業について理解を深める必要がある。そのため、市が独自で行っているもので市税などの独自財源で賄っている一般財源が大きいものや職員の業務負担が大きいものなど、事務局からリストで示してほしい。
- 高齢化と人口減少のなか、医療費の増大や財源減少が続けばいずれ破綻してしまう。鶴岡市では国民保険料を徴収して国民健康保険、後期高齢、介護を賄っているが、手薄になっているところは財源を回す、手厚くなっていたり、過剰になっていたりとすると配分を変えていくことが効果的ではないか。

■公共施設等について

- 現在保有する公共施設等を維持し、更新すると4,700億円かかる。市町村合併によって東北有数の面積となった鶴岡市は、道路や水道などインフラの維持は避けられない。人口減少しているなか「賢い縮小」を行いながら、住民サービスを維持することが重要で、余裕のあるうちに実現していくことが必要ではないか。
- 学校施設の統廃合と合わせて空いた施設をどうしていくか明確にすべきではないか。空いた施設の活用は民間の力が必要となってくる。子どもの声が無くなって寂しいという地域の声もあるなか、子どもたちが将来の鶴岡を背負っていくので、少子化の歯止めをかけることは将来の希望になっていく。

■人員体制・職員の意識について

- 鶴岡市の人員体制の厳しさがわかったが、福祉現場でも、地域ニーズが複雑化し、家族介護や独居世帯が増加するなかで人員確保が難しい。組織内連携のあり方に可能性があると考えており、どう見直しできるのか、誰と一緒にできるのか、どうすれば地域の力を引き出せるのかという観点が必要ではないか。
- 市民の課題は1つの部署だけでは解決できない。部署を超えて職員同士が助け合い、どうすれば解決するか、どうすれば仕事を削減できるかを考える職員の意識・組織の文化が重要ではないか。
- 行政のマンパワーは重要であり、業務負担を減らすことで市民にも職員にも良い方向にしていけることが必要。合併して以降、いまだ整理しきれておらず問題が残っているものがあるなら今後の論点にすべきではないか。
- 職員の業務負荷過大を検証しているところだと思うが、行財政運営に携わる職員自身がどう考えているのかしっかり確認したうえで改革を行うことが重要ではないか。
- これまで各所管課の自己評価と、外部委員による外部評価で行政評価を行ってきたが、効果が表れているものもあれば、前年と同じ課題を抱えて目標に至らないものもあった。在職の職員以外からも意見が得られる機会があれば、目標達成を妨げている要因や現実的かつ実態に即した課題が見えてくるのではないか。

第2回行財政専門委員会で協議する内容について

■協議項目

市単独事業で一般財源負担や業務負荷が大きな事務事業等（令和7年度）のうち以下を基準に行財政専門委員会で協議する、特に重要な事務事業（「協議項目」）を51件選定したところ

①重要度：一般財源負担が500万円以上 又は 500万円未満でも
他自治体にはない業務負荷が発生していると考ええるもの

②影響度：受益者が多い、市民全体が対象となるなど範囲が広いもの

※投資事業のほか、委託料・補助金等特定の受益者に対するもの、行政事務等は除いており、別途、行政内部で見直しを進めることとしている。

■令和8年度優先協議項目

協議項目51件から、12月まで委員会の意見を整理し市に提言いただくため今年優先協議するのは5件程度と想定。5件以外については行政内部で同時並行で協議を進め、来春の行財政専門委員会で具体的協議ができるよう内容を整理する。

■今年のスケジュール（案）

今年の優先協議項目を５件としたとき

- ・担当部署とのヒアリングを実施し、ヒアリング後に委員会で方向性を協議
- ・第６回を追加し、全４回をもって意見案を整理していく。

ただし、協議内容によって、１２月以降又は来春に変更する場合がある。

協議内容 開催時期	優先協議 項目①	優先協議 項目②	優先協議 項目③	優先協議 項目④	優先協議 項目⑤
８月２５日 第３回委員会	ヒアリング	ヒアリング			
１０月上旬 第４回委員会	方向性協議	方向性協議	ヒアリング		
１１月上旬 第５回委員会			方向性協議	ヒアリング	ヒアリング
１２月中旬 第６回委員会	意見案確認	意見案確認	意見案確認	方向性協議	方向性協議
予備又は 書面確認				意見案確認	意見案確認

■令和8年度優先協議事項の選定方法（案）

優先協議事項の選定にあたっては、はじめに「選定の視点」を協議する。

※「選定の視点」は、優先協議事項の選定基準とするとともに、委員会において
本市の行財政改革を推進していくための視点として、認識を合わせていきたい。

（事務局案）

視点1：所期の目的が市民ニーズの変化や今後の社会変容に適合しているか

視点2：目的の達成度が停滞・悪化するものは今後改善が見込めるか

視点3：業務負荷が過大となっているものは今後改善が見込めるか

視 点：

視 点：

視 点：

視 点：

視 点：

（メモ）

■令和8年度優先協議事項の選定

「選定の視点」に基づき、5件程度を選定する。

項目 : No.

項目 : No.

項目 : No.

項目 : No.

項目 : No.

(メモ)

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担(千円)	利用者数・受益の範囲		
1	総務部	課税課	新築家屋の固定資産税評価のあり方	5,864	5,864	市民全般	公平な課税事務を進めることを目的として、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価を行っている。具体的には、評価対象家屋と同一のものを評価時点において、その場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費（再建築費）を求める、「再建築価格方式」を採用し、新築家屋 1 棟ごとに現場に臨場し、外壁や内装などの仕上げ材等を確認した上で評価している。	従来の再建築価格方式によらない固定資産税評価の手法について調査・検証を行うことにより、事務の効率化や納税者の理解の向上につながる余地がある。 所管部署では、評価対象家屋との違いを考慮して評価額を算出する「比準評価」は国の動向や先進事例を注視しながら調査研究を進めつつ、現行の評価方法で可能な範囲で効率化を検討している。
2	企画部	政策企画課	つるおかエール奨学金のあり方	6,093 ※後年負担56,574 (R9～債務負担設定済49名分)	6,093 ※後年負担56,574 (R9～債務負担設定済49名分)	助成候補者認定307人(うち支援開始：22名) ※R7年度末現在	若者の地元回帰を促すため、鶴岡市出身者等が大学等の卒業後に市内に居住・就業した場合に奨学金の返済を支援する(3年経過後、10年間に分割し支援)。 【学生枠】 ・卒業後13か月以内に市内に居住・就業 【社会人枠】 ・県外に居住・就業後に40歳までにUターン 若者の地元回帰への誘導策として一定の効果が見込まれるものの、財政負担が平準化する令和20年度以降では年あたり推計所要額が44,400千円となり、特段の基金増資を行わない場合には、令和19年度に基金の枯渇が懸念される(候補者見込み40名/年のすべてが支援対象となった場合)。 【奨学金返済支援基金】 ・鶴岡市育英奨学基金の残余及び返済繰入と、寄附金により造成。 ・令和7年度末基金残高289,232,773円	本制度は全額一般財源により運用されており、今後、支援対象者の増加等に伴い、後年度に一定の財政負担が生じる見込みとなっている。このため、支援金額や対象人数の上限、支援期間の設定など、制度設計の在り方については、後年度に過度の負担とならないよう検討する必要がある。 所管部署では収支改善策（企業版ふるさと納税による増資、支援対象額の見直し）のほか事務の効率化等の見直しを検討している。
3	企画部	政策企画課	先端生命科学研究所研究教育費補助金のあり方	350,000	350,000	118人(R7.4現在の慶應先端研教職員数)	慶應義塾・県との三者協定に基づき、世界的なバイオ拠点形成に向けた研究教育活動により得られる研究成果から、実用化を見据えた医療・健康・農業・食品等各分野での成果創出、ベンチャー企業の創出環境の醸成を実現するとともに、地域の人材育成や国際交流などを通じた地域への貢献などにより地域の活性化を図るため、三者連携プロジェクトとして県とともに毎年各3.5億円を慶應先端研に交付し、それを原資に慶應先端研において多彩な教育研究活動が展開されている。	全額一般財源（約3.5億円）による支出ではあるものの、県・市の重要施策として協調して取り組んできた経過があり、年間40億円超の経済効果や雇用創出、高度人材の集積などの成果が一定程度見られるなど、これまでの取組は着実な成果を上げていると評価される。 一方で、今後の更なる発展に向け、費用対効果や財政負担の在り方については、継続的に評価・検証を行い、より効果的な事業展開につなげていく必要がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
4	企画部	政策企画課	致道ライブラリー の見直し	15,598	15,579	・利用者数 R7：19,926人 ・貸出冊数 R7：2,563冊	高等教育研究機関との知的交流の促進、市民の学習及び研究活動の充実などを図ることを目的に、慶應・公益大・市の三者で共同運営する図書館で、自然科学分野を中心とした資料が収集されている。 近年、利用者数、貸出冊数とも減少傾向。 ・利用者数(最大時との比較) H22：34,201人→R7：19,926人 ・貸出冊数(最大時との比較) H22：6,425冊→R7：2,563冊	長年にわたり利用者数の伸び悩みが見られることから、利用促進策や一定の利用基準に満たない場合の対応の在り方について、運営幹事会等において協議を行う必要がある。
5	企画部	地域振興課	デマンド交通のあり方	藤島南部 5,777 藤島北部 3,400 櫛引 6,100 朝日 14,960 温海 5,204 計 35,441	藤島南部 2,949 藤島北部 1,842 櫛引 3,304 朝日 8,103 温海 4,885 計 21,083	藤島南部 1,567人 藤島北部 401人 櫛引 616人 朝日 801人 温海 1,708人 計 5,093人	庄内交通路線バスの廃止代替として、特に旧町村地域の高齢者等の生活の足として運行している。 令和7年度に藤島南部・北部及び朝日地域での運行を開始している。 一人あたりの輸送費が多額となっている路線もある。	生活交通は重要かつ不可欠であるとしつつ、利用者数の伸び悩みや運行コストの増大が見られるなかで費用対効果、利便性や持続可能性の面で検討すべき点があることため、一般タクシー利用支援への切替など他の手法も含めて最適な地域内交通の手法の検討が必要である。
6	市民部	市民課	斎場のあり方 (藤島斎場)	10,768	10,768	藤島斎場 238件	鶴岡斎場は年間約2,000件を5炉で対応。一炉当たり火葬耐用件数300～350件/年に対し、現状400件/年と超過しており、今後の火葬件数増加と藤島斎場分を対応する場合、施設管理上リスクがある。 火葬件数は令和22年の2,400件をピークに年間2,200～2,300件での推移が予想され、現在の火葬炉処理能力や火葬耐用件数を考慮すると施設統合には鶴岡斎場の改修の検討も必要である。	藤島斎場の運営委託料がR7から著増し、鶴岡斎場との火葬件数と比してもコスト高であることから、施設のあり方について検討する必要がある。
7	市民部	市民課	窓口業務の民間委託	23,048	14,227	本所窓口交付 件数 45,678件	コンビニ交付の増により窓口への来庁者数は減少しているが、繁忙の時期や時間帯によっては来庁者数が増になる。 届出や申請の種類や内容、外国人の国内外からの転入届の増加、戸籍法の改正により戸籍の広域交付の導入によって、1件当たりに係る所要時間が長くなる傾向にある。 民間委託のメリットデメリット、費用対効果、法的課題など先進事例研究をしつつ、最小限かつ財政的に持続可能な委託範囲を検証するためにはまず、デジタル技術導入や業務フローの徹底見直しによる業務・人員体制の効率化が必要である。	窓口手続等の非コア業務を包括的に受託事業者へ委託した事例（明石市、一関市など）を参考に、会計年度任用職員を含めた定員の適正化を図る余地がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
8	市民部	環境政策課	ごみの有料化	66,878千円 (R7: ごみ袋 製作委託料)	・ 無 ・ ごみ袋売上収入 87,148千円 (ごみ袋広告 収入1,825千 円を除く)	鶴岡市民 三川町民 R7.9末人口 122,062人	【ごみ袋の販売価格】 ごみ袋の製作に係る経費を小売業者への販売価格としている。令和 8 年 5 月から原料価格の高騰により販売価格を改定した。 ・ ごみ袋大 5,330円/箱 (1箱50袋・1袋10枚) ・ ごみ袋小 4,200円/箱 (1箱50袋・1袋10枚) (経費として算定している項目) ①ごみ袋製作委託料 ②ごみ袋の製作販売に係る人件費 ③ごみ袋の保管に係る経費 【ごみ処理経費 (生活系+事業系)】 ・ 15億2,200万円 (令和 6 年度実績)	家庭系ごみの減量化が十分に進んでいないことや、ごみの排出量にかかわらず処理費用の負担は変わらないことは制度運用上の課題と捉えている。 県内では、庄内以外の市町村でごみ袋製作経費に加えてごみ処理経費をごみ袋の価格に転嫁している。ごみ有料化により、ごみの減量、再利用の促進、排出量に応じた公平化、住民の意識改革が期待される。
9	市民部	環境政策課	森林文化都市構想推進事業・庄内自然博物園構想推進事業	森林文化都市構想推進事業 866千円 庄内自然博物園構想推進事業 39,336千円	森林文化都市構想推進事業 0千円 庄内自然博物園構想推進事業 37,484千円	R7利用者数 森の時間参加者：96名 ほとりあ来館者：25,649名	【森林文化都市構想推進事業】 森林と人間の関係のあるべき姿を追求し、市民の生活文化に森林が高度に活かされた森林文化都市の創造を目指し、関係各課で事業を展開する。 【庄内自然博物園構想推進事業】 構想の理念のもと鶴岡市自然学習交流館ほとりあを拠点として、市民の主体的参画と協働による自然環境の保全と、自然とふれあう自然環境学習等を行う。	自然学習交流館「ほとりあ」を拠点とした自然環境学習や環境保全活動については、一定の事業効果が見られる一方で、事業効果が幅広い市民に行き届いていない。 市民の主体的参画と協働による事業の推進とそのための税負担の必要性について、市民への丁寧な説明や情報発信を充実させ、市民理解を深めていく必要がある。また、持続可能な運営体制となるよう事業費が増大している状況を踏まえ、費用対効果や運営体制の検証を行う必要がある。
10	健康福祉部	健康課	公衆浴場のあり方	5,812	5,812	市民全般	湯野浜上区・下区公衆浴場を湯野浜地区自治会に指定管理委託し運営している。市は下区の水道料負担と施設修繕整備を行っている。利用料金は令和 7 年 1 0 月から改定した。 地域内外の利用者がおり観光等への影響も想定されるが、利用客も減少傾向にあり、大幅な収入増は見込めていない。	利用者の減少に加え、コロナ禍の旅館廃業による源泉使用料の高騰、物価上昇に伴う人件費高騰など、維持管理費の増加により支出超過の状況が続いており、市が赤字補填を行っている状況が課題となっている。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担(千円)	利用者数・受益の範囲		
11	健康福祉部	健康課	健康診断・予防接種の負担	【健康診査事業】177,394 【予防接種事業】384,434	【健康診査事業】177,394 【予防接種事業】383,562	【健康診査事業】 ①各種がん検診により対象年齢異なる ②健康診査の対象は40歳以上の医療保険加入者外の者 R7受診者122人 【予防接種事業】 予防接種毎対象者異なる。	【健康診査事業】 ①各種がん検診：胃・大腸・肺・乳・子宮がん検診。国より交付税措置あり。50歳以下の受診率向上が課題。検診費用の増額に伴い自己負担の検討が必要。 ②健康診査：医療保険加入者以外の者を対象に実施。県補助あり。対象者は生保者で自己負担は原則発生しない。 【予防接種事業】 ①A類疾病：集団感染予防を目的に行い、接種の努力義務があり全国的に接種費用の全額助成を行う。接種率90%超。 ②B類疾病：個人の発症・重症化予防を目的に行うが接種の努力義務はない。山形市を含む多くの県内自治体で半額助成（インフル除く）を行う。接種率は県内市では高い。高齢者の住民税非課税世帯に対する減免は県内で本市と三川町のみとなっている（三川町はインフルのみ）。	一部自己負担の増額が行われているものの、全体としての負担設定については整理する必要がある。
12	健康福祉部	健康課	妊婦の歯科健診の負担	1,327	1,327	R7 受診率50.3% 対象：妊婦	妊婦の歯周病等疾病の予防や早期治療を促進し、口腔内の改善を図り、妊娠期の母子の健康を守るため、令和5年から妊婦を対象に歯科健診を1回無料で実施する。令和6年度で山形市を含む県内17市町が実施。	自己負担なしで実施しているが、全額公費負担の在り方やその必要性について検証し、整理する必要がある。
13	健康福祉部	健康課	休日夜間診療所の運営	19,900	19,900	市民全般	休日夜間診療所・休日歯科診療所を、一社鶴岡地区休日夜間診療協議会に指定管理委託し、本市の救急医療維持を図るため医師会とも連携しながら運営している。 今年度から平日夜間診療を1日/週に減らしている。	コロナ禍以降、感染対策の強化や患者数の制限により支出超過の状況が続き、一般会計からの繰出金により赤字補填を行っている。また、開設後16年が経過し、今後は機器更新や修繕に伴う費用増が見込まれるなど、財政面での課題がある。
14	健康福祉部	健康課	高校生までのインフルエンザ予防接種助成の負担	17,600	17,600	接種対象者15,093人 接種者数延べ8,722人 接種完了率34% 生後6か月から高校3年生相当の者	任意接種であるが、季節性インフルエンザの発病や感染時の重症化予防、子育て世代の負担軽減を目的に、令和7年度から生後6か月から高校3年生まで接種費用を助成。1回の接種につき1,500円助成（13歳未満は2回、13歳以上は1回）。 令和8年度時点で、県内自治体で費用助成を行っていないのは山形市。	市独自に任意接種に対して補助を行うものであり、2回接種により費用負担が大きくなる小学生までを対象とすることには一定の意義があるが、高校生までを対象とすることの必要性については、検討が必要である。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
15	健康福祉部	福祉課	公設障害者福祉施設(愛光園)のあり方	4,492	4,492	定員32人 ※内本市出身者16名	市内に複数民間施設があるなか、愛光園は公設民営の障害者入所施設として障害者の受け皿の役割を担っている。 国は施設入所を縮小し、地域移行を進める方針であるが、グループホーム利用や独居が困難な重度障害者等の施設入所ニーズは今後も見込まれる。 建物の老朽化や3人部屋の仕様も国の個室化の方針と合わなくなっており再整備に向け検討を進めている。	築45年を超え、修繕費の増加が見込まれるほか、民設であれば得られる施設サービス報酬が公設であることにより減額されており、その減額分については市と指定管理者が毎年負担している状況にある。
16	健康福祉部	長寿介護課	高齢者福祉センターおおやま(指定管理)のあり方	96,738	0	利用者 特養43,360人 日 ショート 7,995人日	指定管理者へ委託。建設から20年が経過し施設設備の老朽化により大規模改修が必要である。 今後、DXなど時代に即した労働環境の整備や地域の介護ニーズの変化に合わせた事業展開が必要となる。	民間において同様の施設が運営されていること、県内で市町村が運営している施設が少ない状況を踏まえ、今後の施設運営については民間譲渡を含めた検討が必要である。
17	健康福祉部	長寿介護課	在宅介護サービス提供体制確保事業(交通費補助)	17,000	17,000	介護事業所22 (市内事業所16、市外事業所6)	市民が暮らす地域によらず公平に介護サービスを利用できる体制確保を目的に、介護サービス事業所から往復30km以上離れた遠隔地の居宅に訪問する際の交通費及び一部人件費の補助を、介護サービス事業所へ交付する。 ・事業所から遠隔地の在宅で介護サービスを利用した延べ人数は、1,641人。 ・学区以外と地域庁舎管内の利用者は1,473人で全体の約90%、うち朝日・温海地域は974人で約60%。 ・訪問サービスを提供する事業所や、特に訪問入浴の提供事業所が減少しており、市外事業所に頼っている。	市単独で実施している交通費等補助(往復30km以上の利用者)について、期限の定めがないことから、結果として恒常的な制度となっている。
18	健康福祉部	子育て推進課	児童福祉施設(市立保育園)のあり方	923,201	883,901	963人(令和7年度3月在籍児童数)	市直営保育園 3園 公設民営保育園 9園 合計定員 1,280人で運営している。 出生数の減少により、教育・保育の提供量はニーズを上回っている状況にある。市立保育園が調整弁となり定員適正化を進めることで、市全体の需給調整を図る必要がある。	人件費や施設管理費の増加に加え、今後の出生数の減少を踏まえると、適正規模を超えた施設数を抱えている可能性がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
19	健康福祉部	子育て推進課	放課後児童クラブ (学童) のあり方	665,260	231,274	2,112人	公設民営 1クラブ4支援 民設民営 20クラブ40支援 合計定員1,725人に対し令和8年は2,116人の児童が利用しており、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に定められている児童1人当たりの専用区画面積が確保できないクラブが11クラブと半数以上を占めている。 利用児童数は直近5年で毎年増加しており、数年は横ばいとなる見込だが、今後5～10年で減少し始めると考えられる。	新規増改築により運営管理費が増加している中、今後の出生数の減少も見据え、既存施設の活用や改修との比較検討が必要である。
20	健康福祉部	国保年金課	高校生医療費無償化の負担	524,457 うち16～18歳 107,920	374,714 うち16～18歳 107,920	14,557人 うち16～18歳 2,903人	子ども(0歳から18歳まで)の医療費の自己負担分(保険適用となるものに限る)を無償とし、子育て世代の経済的な負担の軽減を図る。 16歳から18歳までは県補助対象外年齢となっているため、全額市で負担する。 令和7年度の市負担分99,919千円 令和7年4月時点で約91%の市町村で18歳年度末を対象範囲とし、約97%の市町村で所得制限なしで医療費の助成を行うなど、所得制限の廃止、対象年齢の拡大が全国的な潮流となっている。	所得制限なしの無償化により財政負担が増大しており、対象範囲や費用負担の在り方など、制度上の課題がある。
21	農林水産部	農政課	農業経営者育成学校(SEADS)のあり方	43,730	37,200	研修生20人 修了生35人	農業従事者の減少のなか、安定的に新規就農者を確保するために、実践的な農業技術と知識を学ぶ研修機関として令和2年度に開校した。就農を目指す社会人向けの研修機関として、農林大学校や専門職大学とすみ分けされており、研修生のみならず就農した修了生のサポートも強化している。施設内の利用可能な居室は20室であり、現在14室を使用している。 開校6年目となり、35名の修了生のうち、特に独立就農を目指す21名のアフターフォロー体制の維持が課題となっている。	多額の運営費用や人的資源を投入して運営している一方で、入校者は毎年10人程度にとどまっており、公費により整備した寄宿施設についても利用率は高い状況にはない。また、新庄市の農林大学校との役割分担についても、整理の余地がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
22	農林水産部	農山漁村振興課	由良遊漁センター（海洋釣り堀・旧フィッシングセンター）のあり方	0	0	釣り堀 5,433人 旧フィッシングセンター（シャワー） 4,670人	海上レクリエーション活動の推進と漁場の調整（磯釣り客と漁業者とのトラブル防止）を図るために整備した。 当施設の管理運営は、S53～H26年度まで市が管理し地元にて運営を委託、H27～H29年8月は地元社団法人に無償貸付、H29年9月から釣り堀を、H30年4月から旧フィッシングセンターを地元自治会に無償貸付している。 年間約1万人が利用し、10人の地域雇用を創出するなど地元の活性化に寄与し、近年は水産庁が推進する海業の拠点の一つとして活用されている。	地元自治会に無償貸付を行った平成29年以降も、釣り堀の浚渫や施設修繕については市の負担となっている。利用者数や収入の減少が続く中、地元においても施設活用の方向性を検討し、施設維持の必要性については整理の余地がある。
23	農林水産部	農山漁村振興課	森林公園のあり方（いこいの村公園）	2,726	2,700	森林環境教育事業での園児・小学生やイベント開催等での市外来訪者・一般市民 約10,000人	令和3年4月に開園した当公園は、ボランティアによるチューリップ園や絆の森「JTの森」、森の感謝祭等の森林イベントにより多数の来訪者があり地域住民の交流や観光に活用されている。 鶴岡地域千安京田 9.9ha 令和3年設置	旧いこいの村については、県からの取得時に敷地内施設の維持管理も市が担うこととされたものであるが、森林公園としての位置付けや維持の必要性については、整理する必要がある。
24	農林水産部	農山漁村振興課	森林公園のあり方（ケヤキの森）	1,396	1,396	森林環境教育事業での園児・小学生やイベント開催・キャンプ利用等での一般市民 約 500人	市民から寄附により市有林にケヤキを植栽し市民の憩いの場とすることを目的に設置している。森歩きイベントやケヤキの森がっこうプロジェクトなど市民の交流に活用されている。 鶴岡地域藤沢 3.8ha 昭和61年設置	維持管理費が経常的に発生している一方で、利用者数や市民ニーズの把握が十分とは言えず、森林公園としての位置付けや活用の方向性についても整理する必要がある。
25	商工観光部	観光物産課	DEGAMへの委託料・補助金のあり方	74,900 (補助金) 15,715 (委託料)	74,900 (補助金) 13,715 (委託料)	市民全般	観光振興の司令塔として、地域の多様な関係者と連携し、データに基づいた観光戦略の推進を行っている。 公共性の高い魅力向上、データ分析、情報発信といった取組は効果が出ている一方で、自主財源の確保に課題がある。	令和元年の設立以降、行政との役割・機能の見直しや運営の自走化に向けた収益確保に取り組んでいるものの、現時点では行政主導の受託事業に一定程度依存した財務構造となっている。
26	建設部	都市計画課	駅前自転車駐車場のあり方	9,071	5,670	利用台数 82,685台 使用料収入 3,014千円	築後約40年が経過し施設の老朽化が進んでいる。指定管理者制度により管理しているが、使用料収入を支出が上回る状況が続いている。	利用者の減少に伴う収入減や施設管理費の増加により、収支が支出超過の状況となっている。 なお、所管部署においては、指定管理によらない管理手法による費用削減策（無料駐車場への移行による施設管理費削減など）の検討が行われている。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
27	教育委員会	管理課	体育文化活動奨励 事業のあり方	小学校 1,080千円 中学校 14,300千円	小学校 1,080千円 中学校 14,300千円	市内小学校に 在籍する児童 市内に住所を 有する中学校 生徒	児童生徒と保護者が経済的な不安を持たずに意欲的に活動に取り組むことをことを目的に、体育文化活動において活躍した児童生徒が大会に参加する際の交通費・宿泊費等を助成する。 令和7年度交付実績 小学校：6件、中学校：85件 補助金の交付予定額は、大会場所や大会スケジュール、移動行程を総合的に判断して審査して決定しているが、保護者等からの問合せが多く職員の負担にもなっている。	従来は自己負担があったものが、令和元年から全額補助となっている。所得にかかわらず公費で奨励的に補助することの妥当性については、必ずしも十分に整理されていない面がある。なお、他市においては全国大会に限定している事例も見られる。
28	教育委員会	管理課	スクールバスの運行管理	小学校 287,051千円 中学校 380,604千円 合計 667,655千円	小学校 287,051千円 中学校 380,604千円 合計 667,655千円	小学校 870人 中学校 716人 合計 1,586人	小学校4km、中学校6kmを通学距離の上限とする国基準があり、この基準を超える区域等から通学する児童生徒に対し、通学用スクールバス運行と、路線バス利用等の通学費補助を行うことによって、遠距離通学児童生徒の安全な通学の確保と保護者の負担軽減を図っている。 R8年度 市有バス 55台 貸切バス・タクシー 15台 完了認定や委託料等の支払事務、バス運行予定表作成のほか契約更改事務の業務負荷が大きい。路線の重複解消により、運行台数と費用低減を検討する必要がある。	運行台数の増加や複数校混乗による運行経路の複雑化などにより、運行管理費や業務負荷の増大が見られる。業務の合理化について検討の余地がある。
29	教育委員会	社会教育課	旧町村単位の芸術文化協会のあり方	旧町村芸術文化協会補助金 578 藤島 151 羽黒 139 櫛引 103 朝日 108 温海 77 ※温海芸文協はR8.3月解散のため支出なし	578	鶴岡市芸文協会員数(R7.5月)62団体 2,750人 うち地域芸文協会員数 藤島 193人 羽黒 166 櫛引 280 朝日 124 温海 264 ※温海芸文協はR8.3月解散	旧町村芸文協は、市芸文協の加盟団体として活動しており、他の団体と同じ位置づけになっている。 各庁舎職員が旧町村芸文協の文化祭等を企画運営しており、市芸文協が旧町村芸文協文化祭や団体事務を担うのは人員体制から現状難しい。 現在旧町村芸文協に加盟し活動する団体やサークルが、市全体の団体に所属又は市芸文協に直接加盟する形も想定できるが、旧町村の芸文活動が衰退する懸念がある。	各団体の統合やNPO法人鶴岡市芸術文化協会との連携の余地がある一方で、会員の減少や高齢化に伴い解散を余儀なくされる団体も見られる。また、事務局を担う各庁舎担当職員の業務負荷についても検討の余地がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
30	教育委員会	スポーツ課	体育館の総量適正化	429,030	343,501	R6:1,089千人 R7:1,076千人 ※体育施設全体	整備から30年以上経過した施設が多くある中で、日常の維持管理や修繕での応急的な対応では施設機能の維持が困難なもの一部にみられ、早急に抜本的な対策が必要となってきた。また、県大会以上の大きな大会が開催される施設は、安全に安心して利用でき、大会運営に支障が出ないような施設機能の維持が課題。	旧町村単位で施設の統廃合が十分に進んでおらず、維持管理経費が相対的に大きい状況にある。
31	教育委員会	スポーツ課	藤島農村環境改善センターのあり方	3,733 (2,985) 括弧内藤島運動 広場除いた分	3,426	R6:526人 R7:24人 ※藤島運動広 場除く	藤島農村環境改善センター及び隣接する藤島運動広場の夜間照明施設を令和8年9月30日をもって用途廃止(R8.3条例改正済)し、普通財産化後、民間への有償貸付を検討している。	普通財産化に当たり、民間からの利用希望も踏まえ、無償譲渡や無償貸付を含めた今後の方向性について整理が必要である。
32	教育委員会	中央公民館	中央公民館（プラネタリウム）のあり方	4,112	2,908	R7 観覧者数 7,822人	庄内唯一のプラネタリウム施設を活用し、幼児から大人まで天文への関心を深める番組を提供している。①一般公開（子ども・大人向け）②星と音楽のプラネタリウム(子ども向け)③天文移動教室(庄内地域の小学4・6年生)④団体観覧(各種団体)、放映日数107日、放映回数215回	庄内地域で唯一のプラネタリウム設備を有しているが、利用者数に比して維持管理経費が大きい状況にある。
33	教育委員会	図書館	図書館分館のあり方	5,317	5,317	計43,405人 藤島14,652人 羽黒9,506人 櫛引6,296人 朝日4,406人 温海8,545人	各地域における身近な図書館として、特に小学生までの子どもと高齢者の利用が多い。各分館に専任の職員一人と本館との兼任の職員一人の計二人の体制としている。藤島分館、温海分館、朝日分館は施設に対して蔵書している資料が多く、手狭となっている。分館の光熱水費等は、間借りしている施設所管課で支払いとなっており、維持管理費は事業費に計上されていない。	本館と分館を含む複数館体制により、利用状況に比して維持管理費が相対的に大きい状況となっている点について整理が必要である。
34	教育委員会	学校給食センター	給食費無償化	738,739 ※賄材料費 2,845 ※給付金	48,506	7,988人	給食費無償化による子育て世代の軽減策で、平成30年度から第3子以降無償化、令和4年11月から完全無償化として実施している。令和4、5年度は、物価高騰対策臨時交付金を令和7年度は地方創生交付金を活用している。令和8年度からは、国の負担軽減交付金の活用と合わせ地方創生交付金を活用することとしている。	国策として無償化があるなかで市の独自取組（中学生分）を行うことへの妥当性について検討する必要がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は項目名等	令和8年度		令和7年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担(千円)	利用者数・受益の範囲		
35	教育委員会	学校給食センター	藤島地域福祉給食のあり方	29,499 ※福祉給食分 管理運営費試算額 ※賄材料費除く	29,499 ※同左	181人	藤島地域のみ保育園、幼稚園、福祉施設にも給食提供を行っている。給食費は、賄材料費のみを元に算出しており、管理運営費は徴収していない（なお、市立小中学校でない県立致道館中学校は、県から管理運営費分を負担金として徴収している）。	福祉給食の実施に対応するための、栄養士の配置や特別仕様の設備のほか小中学校の夏季・年末休業日の施設稼働に係る経費が負担されていないことから、全市的な整合を図るうえであり方を検討する必要がある。
36	藤島庁舎	地域づくり推進課	日帰り温泉施設（ぽっぽの湯）の運営	84,930	16,499	198,989人	利用料金制による指定管理が成り立たなくなった運営法人の解散後、運営の受け皿となる地元団体が設立され、観光施設から健康増進施設に目的を変更し、指定管理委託を行っている。フレイル予防事業による健康増進事業に加え、地域密着の誘客イベントの開催で入浴客数が毎年増加している。 開業から25年を経過し、外壁や浴槽の劣化、照明のLED化など修繕を要する箇所が多岐にわたっている。	賃金上昇に伴う指定管理料の増加に加え、維持管理費についても増加傾向が見られる。また、同種の民間施設が存在する中で、市全域における施設数の妥当性についても検討する必要がある。
37	藤島庁舎	地域づくり推進課	藤島ふれあいセンター（指定管理）のあり方	5,008	5,008	5,822人	住民の自主的活動を推進し、住民の福祉の向上と総合的なまちづくりををはかるため設置された施設であり、施設の有効利用に努めて住民福祉の増進と地域の活性化に資するよう管理運営を行っている。 施設の構造上、高齢者や障害者、子育て世代には使いやすい施設であるが、利用者が固定化しており、利用者の拡大にはつながっていない。 床暖房や空調等の設備は老朽化により不具合も発生しており、指定管理委託料は最低賃金の引上げ、物価高騰等により年々増加している。	地元団体に指定管理を行い貸館業務を実施しているが、近隣に同種の公共施設（藤島地区活動センター）が所在していることから、当該施設の必要性について整理する必要がある。
38	藤島庁舎	産業建設課	藤島エコタウンセンターのあり方	3,186	3,186	エコタウンセンター利用者 2,971人 産直来客者数 25,536人	本センターは昭和57年に建設され、長期利用財産の処分期限は、令和13年3月までとなっている。1階の一部を普通財産に用途変更し、現在民間事業者と賃貸借契約を締結しており、次回更新は令和10年3月31日までとなっている。 他の行政財産部分は、条例により貸館などに利用しているが、老朽化により、大幅な修繕コストなどが発生している。 本センターは、条例に定められた目的と合致した貸館に制限されるため民間利活用が難しい。	利用が少なく維持費が過大となっている状況にあり、行政財産として維持することの妥当性については整理が必要である。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
39	藤島庁 舎	産業建 設課	藤島歴史公園のあ り方	3,400	3,400	市民全般	平成27年に開園した藤島歴史公園は、隣接する東田川文化記念館と連携し、賑わいづくりを実現するため、一体的な観光拠点化を目指している。ふじの花まつり、イルミネーション点灯期間以外に通年を通して来訪客が訪れるように、魅力ある公園づくりのため、令和6年度から整備を進めている。 また、指定管理者制度の導入に向け候補者との協議を行ったものの指定管理には至らず現在直営で行っている。	利用が少なく維持費が過大となっている状況にあり、行政財産として維持することの妥当性については整理が必要である。
40	羽黒庁 舎	産業建 設課	創造の森のあり方	3,675	3,352	5271人	創造の森は平成4年に開館された市直営の自然学習施設であり、主に自然と触れ合うことができるイベントの開催や、施設の貸館事業を行っており、また、災害時の指定避難所に指定されている。 施設全体の老朽化が進み、修繕箇所が年々増加しており、屋根修繕や、浄化槽の下水道接続など、大規模修繕が必要な時期となっている。さらに、近年の物価高騰による維持管理経費の増加や施設稼働率が低いことが課題となっている。	利用が少なく維持費が過大となっている状況にあり、行政財産として維持することの妥当性については整理が必要である。
41	羽黒庁 舎	産業建 設課	スキー場のあり方 (羽黒山スキー 場)	30,132	11,921	リフト 輸送人数： (市営) 58,398人 (休暇村) 78,008人 (計) 136,406人	昭和62年開業し、指定管理により運営を行っている。隣接する民間事業者のグレンデと一体としてリフト券料金や駐車場管理等を協力して営業している。小学生・高校生のスキー授業を多数受け入れており教育的役割を担っている。 経営面では、雪不足等により営業期間が短くなっていること、利用者数が減少傾向にあること、市営スキー場の単年度収支は、収入不足が続いていること、開業から約39年が経過し、施設設備の老朽化が進んでいることが課題である。	同種の民間施設が存在する中で、市全域における施設数の妥当性だけでなく、地域活性化に向けた有効活用について検討する必要がある。
42	櫛引庁 舎	地域づ くり推 進課	日帰り温泉施設 (ゆーTown) の運 営	78,036	30,195	129,723人	利用料金制による指定管理が成り立たなくなった運営法人の解散後、運営の受け皿となる地元団体が設立され、観光施設から健康増進施設に目的を変更し、指定管理委託を行っている。 フレイル予防事業に取り組み令和7年度は1,602人が参加した。 老朽化が進む施設を安心・安全に運営するための修繕料や保守管理の経費増加の課題がある。	賃金上昇に伴う指定管理料の増加に加え、維持管理費についても増加傾向が見られる。また、同種の民間施設が存在する中で、市全域における施設数の妥当性についても検討する必要がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
43	櫛引庁舎	産業建設課	ほのかたらのきだいのあり方	2,480	2,480	447人	農業体験等通年利用できる施設として整備したものの、冬期間以外の有効的な活用方法は見出せず、現在はスキー場の開設期間のロッジ、休憩場所として利用している。	利用が少なく維持費が過大となっている状況にあり、行政財産として維持することの妥当性については整理が必要である。
44	櫛引庁舎	産業建設課	スキー場のあり方 (たらのきだいスキー場)	25444	8133	リフト輸送人数：114,427人	昭和60年にベアリフト、平成3年にナイター照明設備を整備し直営で行う。 市内唯一のナイター設備のあるスキー場として認知度が高く、市街地から近いファミリースキー場として地元客利用が多い。 営業期間は12月下旬から3月上旬までの約70日間で、平日はナイター営業のみ。 スキー場用地の一部を地権者から賃貸借している。	同種の民間施設が存在する中で、市全域における施設数の妥当性だけでなく、地域活性化に向けた有効活用について検討する必要がある。
45	櫛引庁舎	産業建設課	森林公園のあり方 (かじかの里)	221	221	市民全般	こどもの健全育成や自然環境保全、淡水魚の保護・増殖を目的に設置された。施設管理を行う管理組合の高齢化により令和9年度以降の受託が困難な状況にあり、今後の施設管理は検討が必要。 朝日地域熊出・櫛引地域板井川 1.7ha 平成17年設置	維持管理費が経常的に発生している一方で、利用者数や市民ニーズの把握が十分とは言えず、森林公園としての位置付けや活用の方向性についても整理する必要がある。
46	櫛引庁舎	産業建設課	森林公園のあり方 (生き生きべんとう村)	840	790	森林環境教育事業での園児・小学生や西荒屋自治会市民団体等での一般市民 約 150人	保健保安林としての生活環境保全機能に加え、児童の自然体験の場として活用されている。私有地については、地上権設定契約（平成4年から令和13年度まで）に基づき、また環境保全整備事業に関連する県との協定により維持管理を実施している。 櫛引地域西荒屋 15.2ha 平成8年設置	維持管理費が経常的に発生している一方で、利用者数や市民ニーズの把握が十分とは言えず、森林公園としての位置付けや活用の方向性についても整理する必要がある。
47	朝日庁舎	地域づくり推進課	日帰り温泉施設 (ぼんぼ)の運営	10,361	2,352	入浴者 6,379人 (7.4.1～ 7.5.17)	地域住民の健康寿命延伸と介護予防の推進を図るため、NP0法人が実施するフレイル予防事業を支援し、住み慣れた地域で自立した生活を継続できる環境整備に取り組んだ。 R8年度まではNP0法人との使用貸借契約を締結しているが、温泉機能が利用できないことから今後の活用について検討が必要である。	R7に源泉井戸が使用できなくなり温泉機能が停止した以降もサウナ・水風呂等の維持管理経費が発生している。施設活用を支援することについても妥当性を検討する必要がある。

市が独自に実施している一般財源負担・業務負荷の大きい事務事業等

No.	部	課	事業名又は 項目名等	令和 8 年度		令和 7 年度	現 状	事務局評価
				事業費(千円)	一般財源負担 (千円)	利用者数・ 受益の範囲		
48	朝日庁 舎	産業建 設課	スキー場のあり方 (湯殿山スキー 場)	26,601	921	スキー場 24,433人、 キャンプ場 324人、 合計 24,757人	利用料金制による指定管理を行い、軽微な維持 管理費はリフト料金等の売上収入から賄われ、 年間の経営収支は黒字を維持している。 市は、経年劣化に伴うリフト設備や圧雪車購 入、駐車場やレストハウス等の大規模な修繕・ 改修を行っている。 近年は、地域おこし協力隊等の協力を得ながら 湯殿山エリアの賑わい創出の実現に向けて、積 極的に取り組んでいる。	同種の民間施設が存在する中で、市全域におけ る施設数の妥当性だけでなく、地域活性化に向 けた有効活用について検討する必要がある。
49	朝日庁 舎	産業建 設課	森林公園のあり方 (古の里森林公 園)	937	937	イベント開 催、休憩等で の市外来訪 者・一般市民 約600人	市民が自然に親しみ人間性豊かな心を育むとと もに、交流を通して地域活性化を推進すること を目的として、設置された公園である。隣接す る月山あさひ博物村等が開催するイベントでの 利用が多く、休日を中心に多くの家族連れなど が訪れている。また、隣接のそば処大梵字や観 光クリ園に訪れる観光客も、当公園の広場やト イレを利用している。 朝日地域越中山 5.0ha 平成14年設置	維持管理費が経常的に発生している一方で、利 用者数や市民ニーズの把握が十分とは言えず、 森林公園としての位置付けや活用の方向性につ いても整理する必要がある。
50	温海庁 舎	産業建 設課	森林公園のあり方 (小国ふれあい 公園)	349	349	市民全般	廃校を利用した宿泊施設「小国ふるさとふれあ い村楯山荘」の利用促進及び都市部からの来訪 者と地元住民が交流できる施設の整備を目的に 設置。近年は森林イベント等で利用される機会 はないため、公園利用のみにとどまっている。 近隣で子供が遊びに行ける公園がないことか ら、子供連れの利用者もいる。 温海地域小国 1.7ha 平成13年設置	維持管理費が経常的に発生している一方で、利 用者数や市民ニーズの把握が十分とは言えず、 森林公園としての位置付けや活用の方向性につ いても整理する必要がある。
51	農業委 員会事 務局	農業委 員会事 務局	分室のあり方	—	—	市民全般	各分室の職員は、農業委員会関係業務以外の事 務も兼務している状況にあり、分室ごとの配置 人数に地域の業務量等を踏まえた配置となっ ており、配置人数に差が生じている。	遠隔行政システムなどオンラインの活用により 市民サービスを維持しつつ、本所・各庁舎の農 業委員会分室については、窓口要員を一定程度 残しながら集約できる余地がある。

○鶴岡市総合計画審議会条例

平成17年12月26日

条例第262号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市の総合計画の策定及び実施に関し必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 知識経験者
- (3) 関係行政機関の職員及び団体の役員
- (4) 市民の代表者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じ部会を置くことができる。

(専門委員会)

第8条 審議会に専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があるときは、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、市長が委嘱する。

(顧問及び参与)

第9条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

(幹事)

第10条 審議会の事務を処理するため幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、企画部において処理する。

(一部改正〔平成19年条例5号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月23日条例第5号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○鶴岡市総合計画審議会条例施行規則

平成19年5月9日

規則第46号

改正 平成26年3月31日規則第12号

平成30年1月31日規則第2号

令和8年3月1日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、鶴岡市総合計画審議会条例（平成17年鶴岡市条例第262号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 鶴岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に総合調整部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

(部会長)

第3条 部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、部会の議事その他の事務を処理する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第4条 部会は、部会長が招集し、会議の議長となる。

2 部会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 部会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第5条 部会長は、付託された事項について調査及び審議した結果を審議会に報告するものとする。

(専門委員会)

第6条 審議会に次の専門委員会を置く。

(1) 企画専門委員会

- (2) 市民教育専門委員会
- (3) 厚生専門委員会
- (4) 産業専門委員会
- (5) 社会基盤専門委員会
- (6) 行財政専門委員会

2 専門委員会は、審議会から付託された事項について必要な調査及び審議を行う。

3 第3条から前条までの規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「部会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

(一部改正〔平成30年規則2号〕)

(庶務)

第7条 審議会並びに部会及び専門委員会（行財政専門委員会を除く。）の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

2 行財政専門委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(一部改正〔平成26年規則12号〕)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第12号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成30年1月31日規則第2号）

この規則は、平成30年2月1日から施行する。

附 則（令和8年3月1日規則第4号）

この規則は、令和8年3月1日から施行する。